様式第４号(1) （第５条関係）

景観チェックリスト（建築物）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所が次の４つの景観特性のうち該当するものに〇を付してください。 | 周辺景観の特性 |
| 谷筋集落　　　 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地　 |  |
| 事　項 | 基　準 | 谷筋集落 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地 | 具体的な配慮又は工夫の内容 | 適否 |
| 基本事項 | ・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| ・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| ・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。 | ○ |  |  |  |  |  |
| ・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 建築物 | 位置・高さ | ・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、まち並みとしての連続性や、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、まち並みの連続性が重視される地域では、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺のまち並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの建築物は建てないよう配慮する。 |  | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・国道160号、国道415号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・連続したまち並みが見られる地域では、連続性に配慮した壁面の位置とするよう配慮する。 |  | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 建築物 | 形 態・意匠 | ・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内に複数の建築物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・周辺のまち並みや黒瓦などの伝統的な家屋様式、田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・旧市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| 建築物 | 色彩 | ・外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となるまち並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど、相互の色彩が調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・太陽光発電設備等を屋根・外壁等に設置する場合は、パネルの色彩を屋根・外壁の色彩と調和するものとする。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・旧市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| 建築物 | 素材 | ・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的なまち並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 建築物 | 敷地の緑化 | ・敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、高さの異なる植栽等を組み合せて活用するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・道路等の公共空間に面する部分を緑化するなど、まち並み等にうるおいを与えるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 建築物 | その他 | ・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |

備考

　１　各項目について配慮や工夫した点を記入してください。

　２　適否の欄は記入しないでください。

様式第４号(2)（第５条関係）

景観チェックリスト（工作物）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所が次の４つの景観特性のうち該当するものに〇を付してください。 | 周辺景観の特性 |
| 谷筋集落　　　 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地　 |  |
| 事　項 | 基　準 | 谷筋集落 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地 | 具体的な配慮又は工夫の内容 | 適否 |
| 基本事項 | ・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| ・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| ・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。 | ○ |  |  |  |  |  |
| ・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 工作物 | 位置・高さ | ・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺のまち並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの工作物は建てないよう配慮する。 |  | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・国道160号、国道415号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・連続したまち並みが見られる地域では、連続性に配慮した壁面の位置とするよう配慮する。 |  | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 工作物 | 形 態・意匠 | ・使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・周辺のまち並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・施設については、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・旧市街地における施設の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| 工作物 | 色彩 | ・工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる黒瓦などの伝統的なまち並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内に複数の工作物を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど、相互の色彩が調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・太陽光発電設備等を屋根・外壁等に設置する場合は、パネルの色彩を屋根・外壁の色彩と調和するものとする。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・旧市街地部における施設の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| ・携帯電話基地局や太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺の景観と調和し、周辺からの見え方に配慮した色彩とするよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 工作物 | 素材 | ・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的なまち並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 工作物 |  | ・敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、高さの異なる植栽等を組み合せて活用するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 敷地の | ・道路等の公共空間に面する部分を緑化するなど、まち並み等にうるおいを与えるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
|  | 緑化 | ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 工作物 | その他 | ・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。また、舗装の色は高い彩度を避け、周辺の景観と調和するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・太陽光発電設備等を敷地内に設置する場合は、周囲を植栽で囲うなど、周辺からの見え方に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |

備考

　１　各項目について配慮や工夫した点を記入してください。

　２　適否の欄は記入しないでください。

様式第４号(3) （第５条関係）

景観チェックリスト

（開発行為）（土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む））

（屋外における物品の集積又は貯蔵）（鉱物の採掘又は土石の類の採取）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所が次の４つの景観特性のうち該当するものに〇を付してください。 | 周辺景観の特性 |
| 谷筋集落　　　 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地　 |  |
| 事　項 | 基　準 | 谷筋集落 | 平地集落 | 沿岸部集落 | 市街地 | 具体的な配慮又は工夫の内容 | 適否 |
| 基本事項 | ・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| ・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。 |  |  |  | ○ |  |  |
| ・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。 | ○ |  |  |  |  |  |
| ・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 開発行為 | 土地の形状 | ・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 土地 | ・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
|  | の緑化 | ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
|  | 法面の外観 | ・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。） | 土地の形状 | ・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 土地の緑化 | ・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 法面の外観 | ・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | 集積又は貯蔵の方法 | ・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 遮へい | ・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 鉱物の採掘又は土石の類の採取 | 遮へい | ・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 跡地の形状 | ・地形・形状の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 敷地の緑化 | ・採掘等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |

備考

　１　各項目について配慮や工夫した点を記入してください。

　２　適否の欄は記入しないでください。